

第 3 回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

I 件数 27 件

【内訳】議案 16 件（条例関係 8 件（内、専決処分の報告及びその承認 2 件）、
予算関係 2 件、その他 6 件）
報告 11 件（予算繰越関係 10 件、専決処分関係 1 件）

II 議案の要旨

《条例関係》

議案第 73 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について（選挙管理委員会事務局）
----------	--

【趣旨】

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、投票管理者等の費用弁償額が改定されたため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準については、人件費、物価変動等を考慮し、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に、基準額の見直しを行うこととしている。
今回の国の基準額の改正に合わせ、市の条例においても同様の改正を行うもの。

○投票管理者等の 1 日の費用弁償額（報酬額）の増額

区分	改定後	改定前	改定額
選挙長	12,200 円	10,800 円	1,400 円増
投票所の投票管理者	14,500 円	12,800 円	1,700 円増
期日前投票所の投票管理者	12,800 円	11,300 円	1,500 円増
開票管理者	12,200 円	10,800 円	1,400 円増
投票所の投票立会人	12,400 円	10,900 円	1,500 円増
期日前投票所の投票立会人	10,900 円	9,600 円	1,300 円増
選挙・開票立会人	10,100 円	8,900 円	1,200 円増

2 施行日 公布の日

議案第 74 号 南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について（税務課）

【趣旨】

令和 7 年度税制改正に係る地方税法等の改正に伴い、必要な改正を行うもの。

【主要内容】

1 改正の概要

（1）公示送達関係

○公示送達の方法の追加（第 18 条）

掲示場への掲示に加え、インターネットを用いる方法等の規定を定めるもの。

（2）市民税関係

○個人市民税の特定親族特別控除の創設（第 34 条の 2 ほか）

令和 8 年度分の個人市民税から、19 歳以上 23 歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が 95 万円（給与収入 160 万円相当）までは、親等が特定扶養控除と同額（45 万円）の所得控除を受けられ、合計所得金額が 95 万円を超えて 123 万円までは所得控除を段階的に受けられる仕組みを定めるもの。

大学生年代の子等の所得額	控除額	大学生年代の子等の所得額	控除額
58 万円超 95 万円以下	45 万円	110 万円超 115 万円以下	11 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円	115 万円超 120 万円以下	6 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円	120 万円超 123 万円以下	3 万円
105 万円超 110 万円以下	21 万円		

（3）たばこ税関係

○加熱式たばこの課税方式の見直し（附則第 27 条）

加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式及び一定の重量以下のものは紙巻たばこ 1 本として課税する等の規定を定めるもの。

（4）その他法改正に伴う改正（文言整理ほか）

2 施行日 令和 8 年 1 月 1 日

ただし、以下の規定は、当該それぞれに定める日から施行する。

①たばこ税に関する改定規定など

令和 8 年 4 月 1 日

②公示送達に関する改定規定など

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日（政令で定める日）

【趣旨】

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第 10 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、必要な改正を行うもの。

【主要内容】

1 改正の概要

(1) 適用期限の改正

不均一課税の適用期限（対象資産の取得期限）を 2 年間延長し、「令和 7 年 3 月 31 日まで」を、「令和 9 年 3 月 31 日まで」に改正する。

(2) その他の改正

対象設備に関する字句の整理

2 不均一課税の概要

(1) 要件

○対象業種：製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業

○対象資産：①新設又は増設された設備のうち、次の建物及びその附属設備

業 種	建 物
製造業	工場用の建物
道路貨物運送業	車庫用、作業場用又は倉庫用の建物
こん包業、卸売業	作業場用又は倉庫用の建物

②対象建物の敷地である土地（取得日の翌日から 1 年以内に建物の建設に着手した場合に限る。）

③機械及び装置

○取得価額及び雇用者数の要件：

①減価償却資産の取得価額の合計額が 2,700 万円を超えること。

②道路貨物運送業、こん包業、卸売業については、対象資産をそれぞれの事業の用に供したことにより、増加する雇用者の数が 15 人を超えること。

(2) 税率

年度区分	通常税率	不均一課税税率	軽減割合
第 1 年度	100 分の 1.4	100 分の 0.14	10 分の 9
第 2 年度	100 分の 1.4	100 分の 0.35	4 分の 3
第 3 年度	100 分の 1.4	100 分の 0.70	2 分の 1

(注) 第 4 年度以降は、通常税率（100 分の 1.4）となる。

3 施行日 公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 76 号

南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
(市民課)

【趣旨】

令和 7 年度の国民健康保険税率（あん分率）の本算定結果、国民健康保険事業調整基金の残高、応能割（所得割）・応益割（均等割、平等割）の割合等を踏まえ、基礎課税額の均等割額、平等割額、後期高齢者支援金等課税額の均等割額、平等割額及び介護納付金課税被保険者に係る均等割額並びに平等割額について、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額、世帯別平等割額、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額、世帯別平等割額及び介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額並びに世帯別平等割額について、次のように改正するもの。

区 分	改正後	改正前
医療分（第 5 条、第 5 条の 2 関係）		
被保険者均等割額	21,800 円	21,000 円
世帯別平等割額	13,600 円	20,000 円
後期高齢者支援金分（第 7 条の 2、第 7 条の 3 関係）		
被保険者均等割額	6,800 円	6,000 円
世帯別平等割額	4,200 円	5,000 円
介護納付金分（第 9 条の 2、第 9 条の 3 関係）		
被保険者均等割額	6,200 円	6,000 円
世帯別平等割額	3,000 円	5,000 円

令和 7 年度（改正後）及び令和 6 年度（改正前）の税率

区 分	令和 7 年度（改正後）			令和 6 年度（改正前）		
	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額
医療分	5.8%	21,800 円	13,600 円	5.8%	21,000 円	20,000 円
後期高齢者支援分	1.8%	6,800 円	4,200 円	1.8%	6,000 円	5,000 円
介護納付金分	1.3%	6,200 円	3,000 円	1.3%	6,000 円	5,000 円
合計	8.9%	34,800 円	20,800 円	8.9%	33,000 円	30,000 円

2 施行日 公布の日（令和 7 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用）

【趣旨】

騒音規制法及び振動規制法の関係省令及び関係告示の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 法律等の概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）が平成27年4月1日に施行されたことに伴い、以下の改正がされた。

・騒音規制法及び振動規制法の関係省令及び関係告示の一部改正

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準等に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する「幼保連携型認定こども園」が追加された。

2 改正の概要

関係省令及び関係告示の改正に伴い、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準及び特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準に、特に配慮しなければならない施設（学校、保育所、病院、図書館等）に「幼保連携型認定こども園」を加えるとともに、その他所要の改正を行うもの。

改正後	改正前
特に配慮しなければならない施設から一定距離の区域内については、他の区域より厳しい基準が規定されている。	
(騒音の規制基準)	(騒音の規制基準)
学校、保育所、病院、診療所（入院機能あり）、図書館、特別養護老人ホーム、 <u>幼保連携型認定こども園</u>	学校、保育所、病院、診療所（入院機能あり）、図書館、特別養護老人ホーム
(振動の規制基準)	(振動の規制基準)
学校、保育所、病院、診療所（入院機能あり）、図書館、特別養護老人ホーム、 <u>幼保連携型認定こども園</u>	学校、保育所、病院、診療所（入院機能あり）、図書館、特別養護老人ホーム

3 施行日 公布の日

【趣旨】

市営住宅及び定住促進住宅について、指定管理者制度を導入し管理を行うため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正条例

- ・ 南相馬市営住宅条例
- ・ 南相馬市定住促進住宅条例

2 改正の概要

指定管理者制度を導入するため、指定管理に関する規定その他所要の改正をするもの。

定める項目	条	内 容
指定管理者 による管理	・ 市営住宅条例 第 66 条 ・ 定住促進住宅条例 第 43 条	指定管理者に市営住宅及び定住促進住宅の管理を行わせることができるもの
指定管理者 の業務の範 囲	・ 市営住宅条例 第 68 条 ・ 定住促進住宅条例 第 45 条	・ 入居者の公募、入居、退居等の手続に関する業務 ・ 駐車場の使用等の手続に関する業務 ・ 家賃の徴収等の補助に関する業務 ・ 市営住宅等、設備、備品等の維持管理 ・ そのほか、市長が必要と認める業務
指定管理者 の公募、指 定などに関 する規定	・ 市営住宅条例 第 67 条、 第 69 条～第 76 条 ・ 定住促進住宅条例 第 44 条、 第 46 条～第 53 条	・ 指定管理者の公募 ・ 指定の手続 ・ 指定等の公告 ・ 管理の基準 ・ 協定の締結 ・ 業務報告書の作成及び提出 ・ 業務報告の聴取等 ・ 指定の取消し等 ・ 個人情報の安全管理及び秘密保持義務

3 施行日 令和 8 年 4 月 1 日

（指定管理の指定のための必要な行為等については公布の日）

議案第 79 号 専決処分の報告及びその承認について（税務課）

【趣旨】

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるもの。

【専決第 4 号 南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について 令和 7 年 3 月 31 日専決】

【主な内容】

1 専決処分の理由

令和 7 年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、市税条例の一部を改正する条例を同年 3 月 31 日付けで専決処分したものの。

2 改正の概要

（1）軽自動車税関係

○二輪車の車両区分の見直し（第 82 条）

総排気量 125cc 以下で最高出力を 4.0kw（50cc 相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税（種別割）の税率を、年額 2,000 円（50cc 原付と同額）とするもの。

○軽自動車税（種別割）の減免手続きに係る規定の整備（第 90 条第 2 項及び第 3 項）

軽自動車税（種別割）の減免申請のうち、運転免許証を提示することとされている場合において、個人番号カードに記録された免許情報を確認する方法によることも可能とするもの。

（2）その他法改正に伴う改正（条項ずれの整理ほか）

3 施行日 令和 7 年 4 月 1 日

議案第 80 号 専決処分の報告及びその承認について（税務課）

【趣旨】

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるもの。

【専決第 5 号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について 令和 7 年 3 月 31 日専決】

【主な内容】

1 専決処分の理由

令和 7 年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、国民健康保険税条例の一部を改正する条例を 同年 3 月 31 日付けで専決処分したもの。

2 改正の概要

（1）国民健康保険税に係る課税限度額の引上げ【第 2 条、第 21 条】

区 分	改正後	改正前
基礎課税額に係る課税限度額	66 万円	65 万円
後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額	26 万円	24 万円

※ 介護納付金課税額（17 万円）に係る課税限度額は、変更なし。

（2）低所得者に対する軽減措置の拡充（軽減判定所得の見直し）【第 21 条】

区分	改正後	改正前
5 割 軽 減 基 準 額	基礎控除額（43 万円）＋ <u>30 万 5 千円</u> ×（被保険者数※） ＋10 万円×（給与所得者等の数 －1）	基礎控除額（43 万円）＋ <u>29 万 5 千円</u> ×（被保険者数※） ＋10 万円×（給与所得者等の数 －1）
2 割 軽 減 基 準 額	基礎控除額（43 万円）＋ <u>56 万円</u> ×（被保険者数※） ＋10 万円×（給与所得者等の数 －1）	基礎控除額（43 万円）＋ <u>54 万 5 千円</u> ×（被保険者数※） ＋10 万円×（給与所得者等の数 －1）

※ 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

3 改正による影響（令和7年4月末時点における令和6年度の所得と按分率による試算）

（1）国民健康保険税に係る課税限度額の引上げ

① 引上げによる影響世帯数

区分	影響世帯数 (A－B)	改正後 (A)	改正前 (B)
基礎課税額分	▲1世帯	57世帯	58世帯
後期高齢者支援金 等課税額分	▲4世帯	39世帯	43世帯

② 引上げによる影響額（調定が増となる額）

区分	影響額 (A－B)	改正後 (A)	改正前 (B)
基礎課税額分	570,500円	38,270,500円	37,700,000円
後期高齢者支援金 等課税額分	812,100円	11,132,100円	10,320,000円

（2）低所得者に対する軽減措置の拡充（軽減判定所得の見直し）

① 拡充による影響世帯数

区分	影響世帯数 (A－B)	改正後 (A)	改正前 (B)
5割軽減基準額分	33世帯	1,046世帯	1,013世帯
2割軽減基準額分	▲4世帯	725世帯	729世帯

② 拡充による影響額（調定が減となる額）

区分	影響額 (A－B)	改正後軽減額計 (A)	改正前軽減額計 (B)
5割軽減基準額分	1,446,000円	46,231,000円	44,785,000円
2割軽減基準額分	▲26,600円	12,872,200円	12,898,800円
計	1,419,400円	59,103,200円	57,683,800円

4 施行日 令和7年4月1日

《補正予算関係》

議案第 8 1 号 令和 7 年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第 8 2 号 令和 7 年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 8 3 号 工事請負変更契約の締結について（商工労政課）

【趣旨】

令和 6 年第 1 回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【変更契約内容】

契 約 の 目 的		小高復興産業団地（フロンティアパーク）地盤改良工事
契 約 の 相 手 方		中里・豊川・村上特定建設工事共同企業体
施 工 場 所		南相馬市小高区岡田地内外
契 約 金 額	変 更 前	3, 2 6 7, 0 0 0, 0 0 0 円
	変 更 後	3, 4 6 1, 0 6 3, 1 0 0 円
	増額する額	1 9 4, 0 6 3, 1 0 0 円

【主な変更内容】

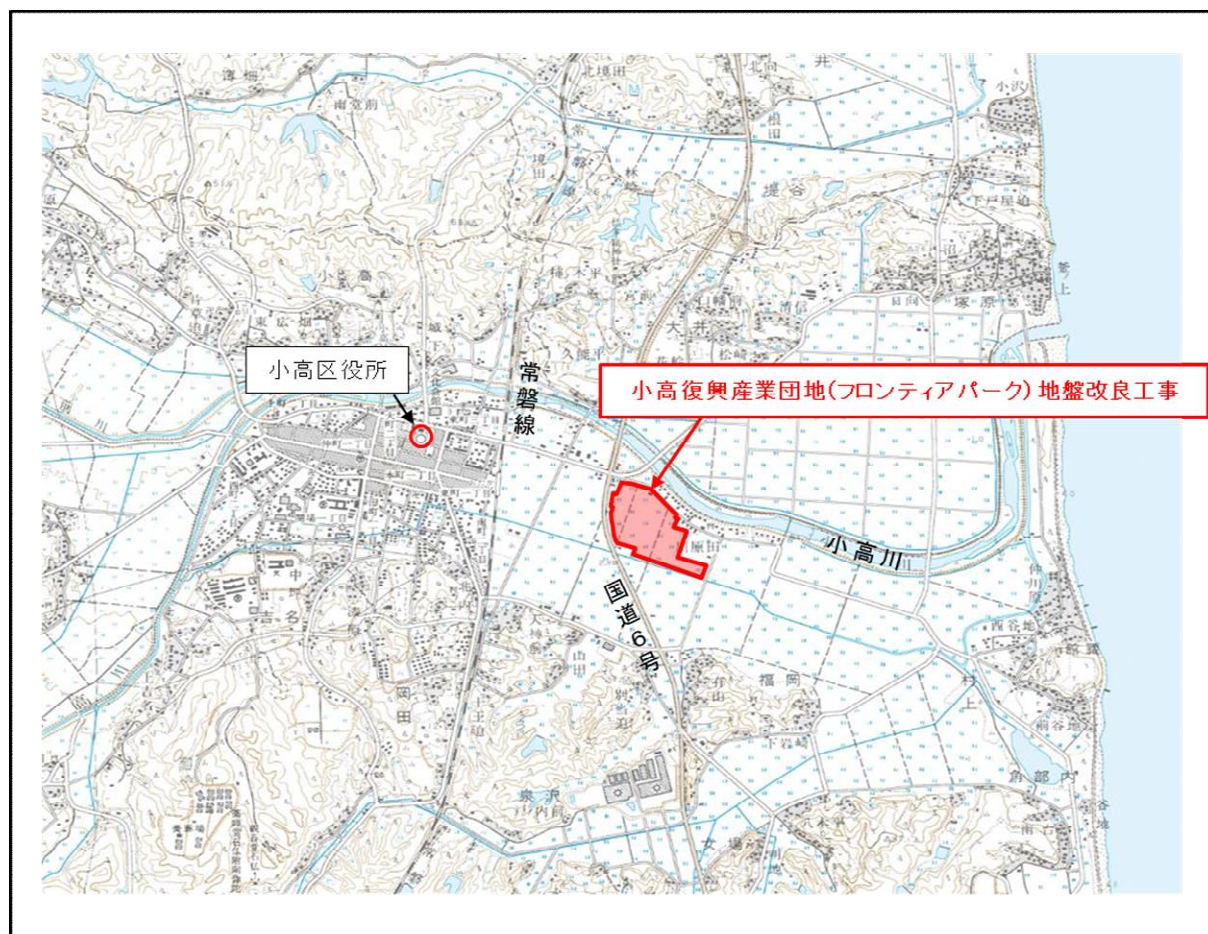
	項 目	内 容
(1)	サンドマツト工の変更	工事用車両の走行性確保や、バーチカルドレーン工で発生する湧水処理のために敷設するサンドマツト工の使用材料について、必要な透水性を持つ材料 5 0, 8 4 2 m³を追加購入する必要があるため、変更増したい。 サンドマツト材 6 0, 8 4 2 m³（当初 1 0, 0 0 0 m³）

【工事概要】

地盤改良 1.0 式

- ・ サンドマツト工
- ・ 固結工（スラリー攪拌工、PVD工、中間混合処理）
- ・ 仮設工

【施工場所位置図】



議案第 8 4 号 工事請負変更契約の締結について（商工労政課）

【趣旨】

令和 6 年第 2 回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【変更契約内容】

契 約 の 目 的		下太田工業団地新設造成地工事
契 約 の 相 手 方		庄司建設工業株式会社
施 工 場 所		南相馬市原町区下太田地内外
契 約 金 額	変 更 前	2 8 9 , 3 0 0 , 0 0 0 円
	変 更 後	3 0 3 , 4 1 6 , 3 0 0 円
	増額する額	1 4 , 1 1 6 , 3 0 0 円

【主な変更内容】

	項 目	内 容
(1)	仮設工（敷鉄板）の追加変更	道路等造成において、想定していた土質と異なる土質が確認されたため、土砂運搬車両（ダンプトラック）通行確保のための仮設工（敷鉄板）を追加変更したい。 敷鉄板設置・撤去 1 3 7 枚 仮設材積込み、運搬、取卸し 2 1 9 . 2 t
(2)	土砂運搬工の変更	切土造成による発生土砂について、土量の変化量が想定よりも大きく、運搬量が増加したため、土砂運搬 9 , 5 3 1 m ³ を変更増したい。 土砂運搬 8 1 , 5 2 5 m ³ （当初 7 1 , 9 9 4 m ³ ）
(3)	路床盛土工（置換土）の追加変更	道路造成にあたり、一部の区間で想定していた土質（軟岩）と異なる、道路路床に必要な強度が無い土質（砂混じり粘土）が確認されたため、必要な強度を有する土砂と置換えるための掘削、路床盛土（置換土）を追加したい。 掘削、路床盛土（置換土） 2 2 6 . 6 m ³

【工事概要】

造成工 一式

1. 造成土工（掘削 71,993 m³、盛土 63,404 m³）
2. 植生工（植生基盤材吹付 6,939 m²）
3. 排水構造物工（側溝工 621m 、暗渠工 614m）
4. 舗装工（車道部 2,735 m²、歩道部 646 m²）

【施工場所位置図】



議案第 85 号 工事請負契約の締結について（財政課）

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契 約 の 目 的	川房地区複合型園芸施設整備事業造成工事
施 工 場 所	南相馬市小高区川房字田中地内外
契 約 の 金 額	387,200,000 円（消費税を含む。）
工 期	本契約日から起算して 3 日を経過した日（土日祝日を除く） から令和 8 年 3 月 13 日まで
契 約 の 方 法	制限付き一般競争入札
契 約 の 相 手 方	南相馬市小高区大井字深町 48 番地 株式会社中里工務店

【予定価格】

予 定 価 格	388,190,000 円（消費税を含む。）
落 札 率	99.74%

【入札結果】

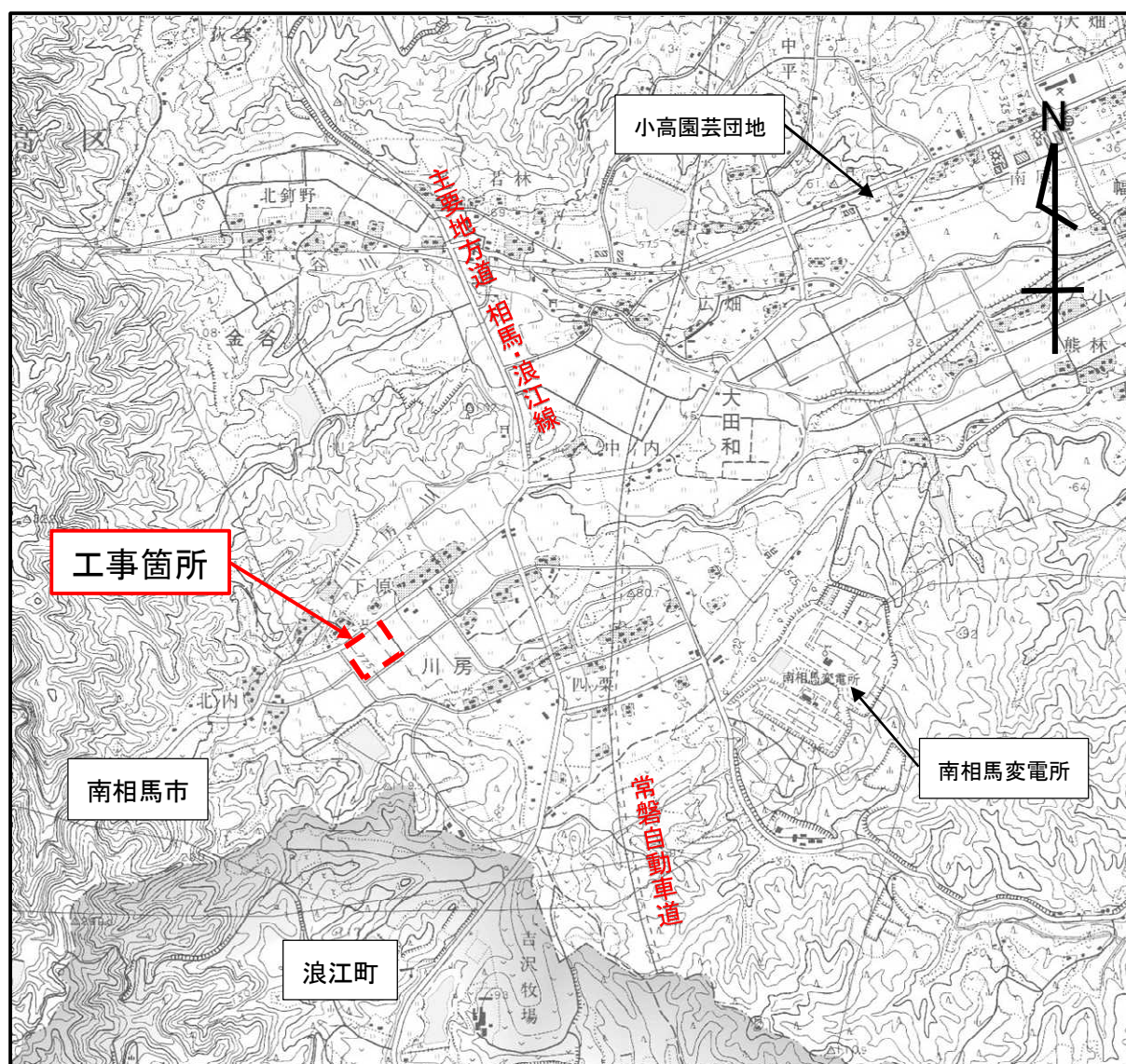
消費税抜き（消費税を含む）

入 札 者	第 1 回入札額	見積合わせ	備 考
株式会社中里工務店	353,000,000 円 (388,300,000 円)	352,000,000 円 (387,200,000 円)	落札

【工事概要】

敷地造成工 26,745m²
 雨水排水設備工 1 箇所
 調整池工 1 箇所
 防火水槽 2 基

【施工場所位置図】



議案第 8 6 号 財産の取得について（商工労政課）

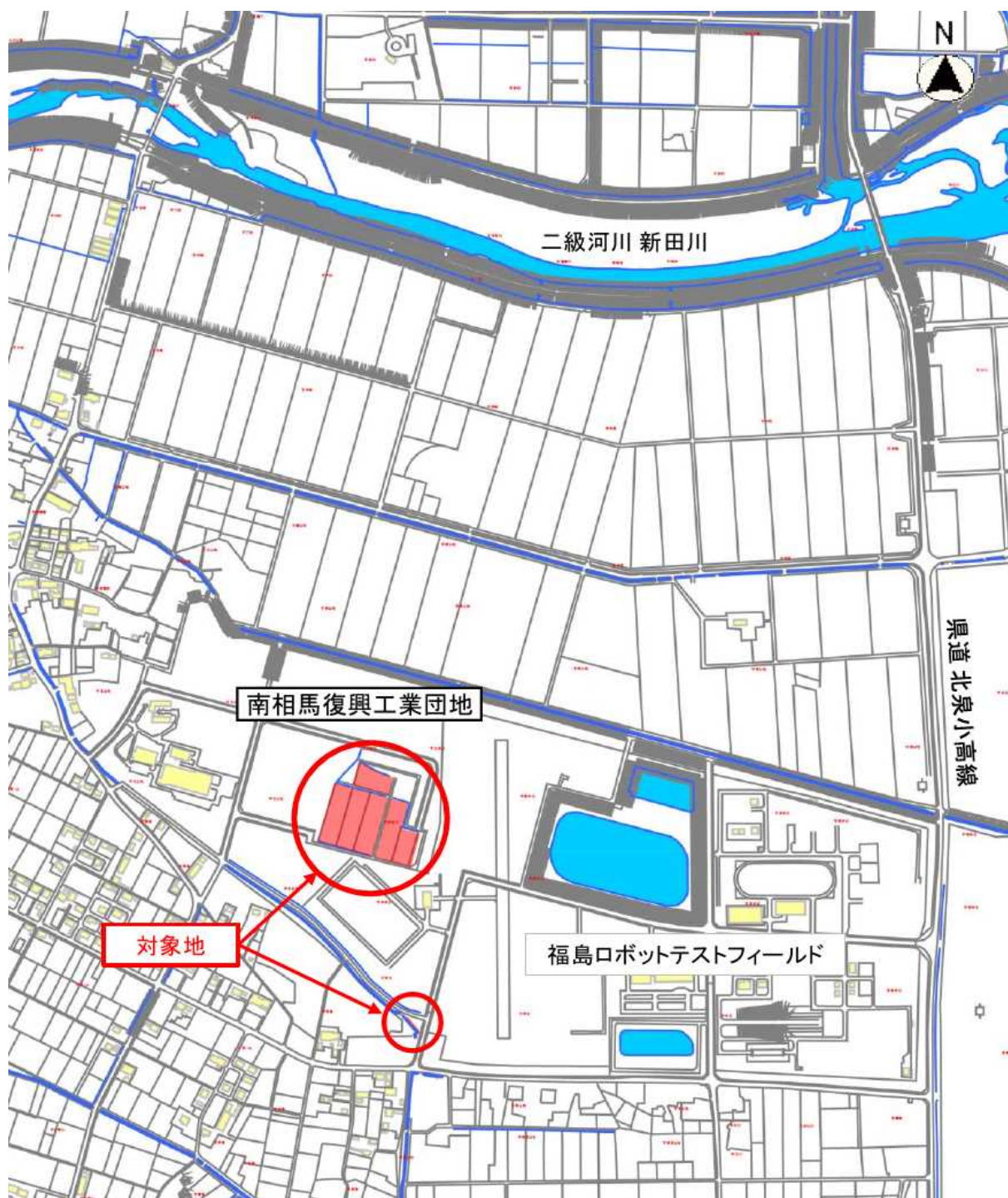
【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	南相馬復興工業団地整備事業用地		
取得する土地の表示	所在地	地目	面積(㎡)
	南相馬市原町区萱浜字新赤沼 53 番 1	田	2,010.00
	南相馬市原町区萱浜字新赤沼 53 番 2	田	902.00
	南相馬市原町区萱浜字新赤沼 54 番	田	1,664.00
	南相馬市原町区萱浜字北谷地 296 番	田	2,991.00
	南相馬市原町区萱浜字北谷地 297 番	田	2,979.00
	南相馬市原町区萱浜字北谷地 298 番	田	2,953.00
	南相馬市原町区萱浜字北谷地 336 番	田	1,971.00
	南相馬市原町区萱浜字赤沼 317 番 1	山林	183.00
	合計	8 筆	15,653.00
取得予定価格	25,800,000 円		
取得の方法	随意契約		
取得の相手方	南相馬市在住 個人		

【取得用地位置図】



議案第 87 号 財産の取得について（農政課）

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取 得 の 目 的	令和 7 年度被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入 その 1
取得する動産及び 数量	自脱型コンバインなど 8 台
取 得 金 額	118,800,000 円
取 得 の 方 法	指名競争入札による買入れ
納 期	契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日まで
取 得 の 相 手 方	南相馬市原町区高見町一丁目 163 番地 株式会社南東北クボタ 原町営業所

【予定価格】

予 定 価 格	134,531,100 円（消費税を含む。）
落 札 率	88.31%

【入札結果】

消費税抜き（消費税を含む）

入 札 者	第 1 回入札額	第 2 回入札額	備 考
株式会社 J A ふくしま未来 サービス 原町農機センター	112,500,000 円 (123,750,000 円)		
株式会社南東北クボタ 原町営業所	108,000,000 円 (118,800,000 円)		落札

【購入明細】

明細書のとおり

令和7年度被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入その1 明細書

No	名 称	参考型式	数量	貸与予定組織
1	自脱型コンバイン	DR6130SX-PFQW-C	1	うきた夢ファーム (鹿島区)
2	乾燥機関係	ZH600XN5-T 他	1	
3	ドリルシーダー (アタッチメント)	W25AAQ2	1	
4	自脱型コンバイン	DR6130SX-PFQW-C	1	太田村 (原町区)
5	トラクター	MR900HMAXWUPC3	1	紅梅夢ファーム (小高区)
6	ロータリー (アタッチメント)	DXR2621-4LZ	1	
7	自脱型コンバイン	DR6130SX-PFQW-C	1	大地のめぐみ (小高区)
8	自脱型コンバイン	DR6130SX-PFQW-C	1	舘山生産組合 (小高区)
合 計			8	

議案第 88 号 和解について（財政課）

【趣旨】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る損害賠償を求めるあっせんの申立てについて和解するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 和解する相手方

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

2 事件の概要

平成 23 年度から平成 28 年度までに発生した損害に係る賠償請求のうち、相手方が支払いに合意しない額及び申立てに係る代理人に要する費用を支払うよう原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介を求め、同センターから和解案の提示があったもの。

3 今回の和解の内容

- (1) 相手方は市に対し、損害賠償金 242,982,277 円を支払う。
- (2) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げない。
- (3) 本和解に関する手続き費用は、各自の負担とする。

4 本和解仲介申立て全体の和解の内容

- (1) 相手方は市に対し、今回和解することにより支払われる損害賠償金 242,982,277 円のほか、令和 4 年第 8 回南相馬市議会定例会での議決を経て、令和 5 年 1 月 13 日付けで締結した和解契約書（一部和解）に基づく既払金 25,744,723 円を含めた、268,727,000 円の支払義務を認める。
- (2) 市と相手方は、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばない。

別紙

	損害項目	期間	金額
1	焼却灰等の検査及び一時保管対策に要した費用	平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	89,946,806 円
2	麦作付けほ場の土壌分析に要した費用	平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	19,447 円
3	エリア放送及びインターネット放送の管理運営経費	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	604,905 円
4	臨時災害放送局（FM局）の運営に要した経費	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	19,768 円
5	原子力損害賠償に関する要望活動、説明会の開催等に要した経費	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	451,776 円
6	仮設小売店舗整備のための視察費用	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	2,080 円
7	旧警戒区域見守りパトロール事業	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	4,795,267 円 ※(4,795,267 円)
8	ダム管理費受益者分担金の減収分	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	26,271,764 円
9	自動車駐車場駐車料金（駅前）の減収分	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	5,074,507 円 ※(5,074,507 円)
10	資料送付の郵送費用	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	2,278,030 円
11	派遣職員、新設部署職員（増員分）のパソコン購入費用	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	874,149 円
12	県外避難者の健診体制整備に要した経費	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	615,752 円
13	看護師等への修学資金貸与に要した経費	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	6,810,030 円
14	鳥獣被害の防止対策のために要した経費	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	3,494,839 円
15	鳥獣被害の防止対策のために要した経費（原町区）	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	145,837 円
16	中小企業支援のための仮設施設の維持管理費用	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日	902,151 円 ※(881,995 円)
17	放射線対策総合センターの管理運営に要した経費	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	220,359 円
18	相馬野馬追事業補助費用	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	9,520,000 円 ※(9,520,000 円)
19	（介護保険）免除証明書用紙代及び認定更新に要した郵送費用	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	47,640 円
20	（介護保険）介護保険料の減免及び利用者負担額の免除等の事務に要した経費	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	3,622,879 円

損害項目		期間	金額
21	(介護保険) 介護保険料の減免処理及び市外避難者への郵送費用	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	2,917,822 円
22	職員健康管理費用	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	8,576,461 円
23	家畜一時飼養所の撤去費用	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	3,653,560 円 ※(3,653,560 円)
24	応急仮設住宅の管理に要した経費	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日 平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	3,778,800 円
25	一時宿泊所の設置費用	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	2,823,114 円
26	小高区将来のまちづくり提案事業	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	218,700 円
27	旧警戒区域内の店舗営業報奨金	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	6,500,000 円
28	小中学校の就学意向調査に要した経費	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	291,594 円
29	防犯カメラ設置事業	平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	2,667,492 円
30	水稻作付再開奨励事業	平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	68,983,465 円
31	農業用施設等の管理に要した経費	平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	586,752 円
32	応急仮設住宅ごみ分別収集事業	平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	1,973,912 円
33	仮設住宅等自治会支援事業	平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	99,180 円
34	資源作物栽培実証事業	平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	295,895 円
35	小高区の老人福祉施設用地の土地借上料	平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	1,819,394 円 ※(1,819,394 円)
損害額合計 (10 万円未満は切捨) . . . (A)			260,900,000 円
弁護士費用 . . . (B)			7,827,000 円
合計 和解金額 . . . (A + B = C)			268,727,000 円
※令和 5 年 1 月 13 日付け和解契約書 (一部和解) に基づく既払金 (内払金) (令和 4 年第 8 回南相馬市議会定例会で議決) . . . (D)			25,744,723 円
今回 和解金額 (既払金控除後) . . . (C - D)			242,982,277 円

【参考】

■ 本和解仲介申立て全体の和解の内容 ■

最終申立て金額 (単位: 円)		和解金額 (単位: 円)	
項 目	金 額	項 目	金 額
損害額合計(※) (A)	783,145,073	損害額合計(10万円未満は切捨) (A)	260,900,000
弁護士費用 (B)	23,494,353	弁護士費用 (B)	7,827,000
合計 申立て金額 (A+B)	806,639,426	合計 和解金額 (A+B=C)	268,727,000
		和解契約書(一部和解)に基づく 既払金(議決済) (D)	25,744,723
		今回 和解金額 (C-D)	242,982,277

(※) 損害額合計は下記総括表中「⑤ADR申立て済」の内数

■ これまでの東京電力ホールディングス㈱に対する損害賠償請求状況一覧 ■ R7.4.30現在

総括表 ※一般会計・特別会計(企業会計所管分を除く) (単位: 円)				
項 目	①最新請求額	②受領済額	③直接協議中	④東電賠償対象外
				⑤ADR申立て済 ⑥ADR申立て検討
直接請求	7,727,197,799	3,661,549,932	204,344,535	2,869,335,774 991,967,558

「⑤ADR申立て済」額のうち、和解金として106,119,723円(弁護士費用を含む)(⑦)を受領済
(今回 和解額を除く)

これまで東京電力から受領した賠償金合計額は、3,767,669,655円(②+⑦)

※記載事項の説明

記載事項	内 容
①最新請求額	東京電力へ請求した(請求している)最新の金額
②受領済額	東京電力との合意により、賠償金の支払いが完了している金額
③直接協議中	協議の余地があり、東京電力と直接協議を継続している金額
④東電賠償対象外	直接協議で東京電力との合意に至らず、賠償対象外として整理された金額
⑤ADR申立て済	④東電賠償対象外のうち、ADRIに申立てを行った(行っている)金額
⑥ADR申立て検討	④東電賠償対象外のうち、ADRIに申立てを検討している金額

《報告》

報告第2号

令和6年度南相馬市一般会計継続費の逡次繰越しの報告について (財政課)

【趣旨】

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和6年度南相馬市一般会計予算の継続費のうちから、令和7年度へ逡次繰越しをしたので報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 新庁舎建設事業ほか (全6事業)

繰越額 2,860,739,290円

報告第3号

令和6年度南相馬市一般会計繰越明許費の繰越しの報告について (財政課)

【趣旨】

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和6年度南相馬市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和7年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 新庁舎建設推進事業ほか (全25事業)

繰越額 1,250,811,000円

報告第4号

令和6年度南相馬市一般会計事故繰越しの報告について(財政課)

【趣旨】

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和6年度南相馬市一般会計予算のうちから、令和7年度へ事故繰越しをしたので報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 南相馬鹿島サービスエリア周辺開発検討事業ほか (全2事業)

繰越額 24,963,054円

報告第5号**令和6年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計継続費の通次繰越しの報告について（財政課）****【趣旨】**

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和6年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算の継続費のうちから、令和7年度へ通次繰越しをしたので報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 渋佐・萱浜工業用地造成事業ほか（全2事業）

繰越額 1,434,761,137円

報告第6号**令和6年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計繰越明許費の繰越しの報告について（財政課）****【趣旨】**

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和6年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和7年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 下太田工業用地造成事業

繰越額 303,445,000円

報告第7号**令和6年度南相馬市水道事業会計継続費の通次繰越しの報告について（財政課）****【趣旨】**

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、令和6年度南相馬市水道事業会計予算の継続費のうちから、令和7年度へ通次繰越しをしたので、報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 原水設備事業

繰越額 8,134,000円

報告第 8 号**令和 6 年度南相馬市水道事業会計予算繰越しの報告について
(財政課)****【趣旨】**

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により、令和 6 年度南相馬市水道事業会計予算のうちから、令和 7 年度へ繰り越したので、同条第 3 項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 配水設備事業

繰越額 112,200,000 円

報告第 9 号**令和 6 年度南相馬市病院事業会計継続費の通次繰越しの報告について (財政課)****【趣旨】**

地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定により、令和 6 年度南相馬市病院事業会計予算のうちから、令和 7 年度へ通次繰越しをしたので、報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 総合病院本館老朽化対策工事

繰越額 140,088,000 円

報告第 10 号**令和 6 年度南相馬市工業用水道事業会計予算繰越しの報告について (財政課)****【趣旨】**

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により、令和 6 年度南相馬市工業用水道事業会計予算のうちから、令和 7 年度へ繰り越したので、同条第 3 項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 原水設備事業

繰越額 353,100,000 円

報告第 1 1 号**令和 6 年度南相馬市下水道事業会計予算繰越しの報告について
(財政課)****【趣旨】**

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項及び第 2 項ただし書の規定により、令和 6 年度南相馬市下水道事業会計予算のうちから、令和 7 年度へ繰り越したので、同条第 3 項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 処理場建設事業ほか (全 3 事業)

繰越額 98,868,000 円

報告第 12 号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。

【専決第 3 号 損害賠償の額の決定及び和解について 令和 7 年 3 月 28 日専決】 (公有財産管理課・小高区地域振興課)

1 損害を賠償し和解する相手方

いわき市平並木の杜 2 番地

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部

2 損害賠償の額

112,714 円

うち保険等により補填される額	112,714 円
市が自ら負担する額	0 円

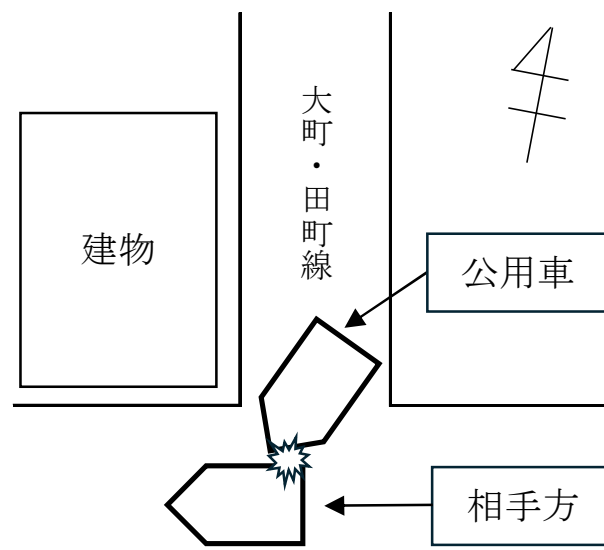
3 損害賠償の理由及び和解の内容

令和 7 年 2 月 6 日（木）午後 2 時 05 分頃、南相馬市役所本庁舎から小高区役所への帰庁途中において、小高区役所西側の市道大町・田町線から丁字路交差点に進入する際、左側から来る相手方の車両に気づくのが遅れたことにより、公用車の左側バンパーが相手方の車両右側面後部に接触したものの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解した。

4 事故の種類

物損事故



【専決第6号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について 令和7年4月10日専決】（総務課）

1 専決の内容

地方自治法第286条第1項の規定により、令和7年3月31日をもって福島県市町村総合事務組合から下記の団体を脱退させ、同組合の規約を変更することの協議に関し異議がない旨、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した。

(1) 脱退する団体

南会津地方環境衛生組合（解散に伴う脱退）

(2) 規約の変更

上記団体の脱退に伴う別表の変更（別表から削る）

(3) 施行日

知事の許可のあった日から施行し、令和7年4月1日から適用